よくわかる消費生活

～消費者が知っておきたい20のこと～

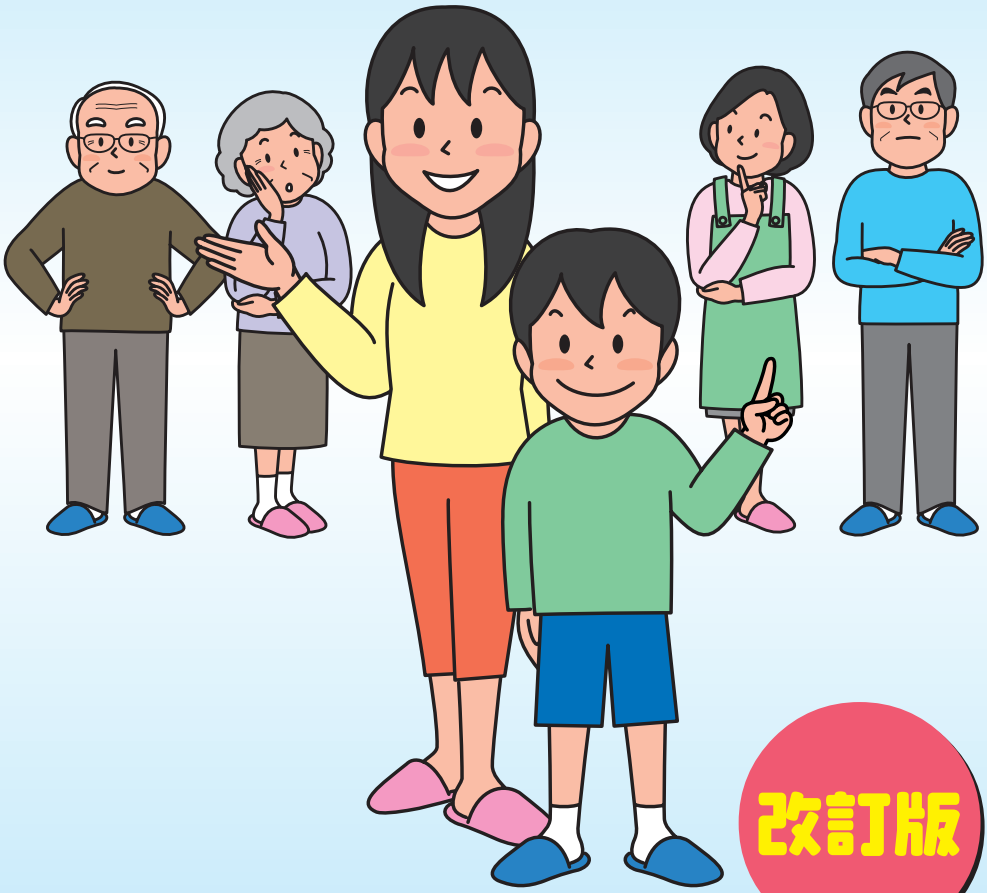

改訂版

消費者庁

はじめに

この本は、中学生・高校生以上を対象とした消費者教育の読本です。「消費者教育」は皆さんにとってあまり馴染みのない言葉かもしれませんが、コンビニで買い物をしたり、携帯電話やインターネットで情報を調べたり、普段みなさんが消費者として生活する場面でぜひ知っておいて欲しい内容が盛り込まれています。

消費者をめぐっては、近年、経済情勢の変化、情報化社会の進展、様々な取引をめぐるトラブル、身近な事故の多発など、その環境に大きな変化が生じています。そのような環境の変化に適確に対処できる自立した消費者になるためには、消費者が自ら進んで必要な知識を学習すること（消費者教育）が必要です。

この本の中では、消費者教育の内容を「安全」「契約・取引」「情報」「環境」の4つに分けて紹介しています。ページに1つずつ3コママンガが載っていますので、まずはマンガだけでも読んでみましょう。

また、各項目の最後のページには「おさらいクイズ」を用意しています。分からない問題があれば、前のページに戻って文章をじっくり読んでみましょう。

この読本などを使って学習することで、みなさんが自主的かつ合理的な消費生活が送れるようになることを消費者教育は目指しています。そして、消費者教育を受けることで、個人の消費生活が豊かになるだけではなく、一市民として社会全体をよりよくする活動に積極的に参加する消費者市民となることもできるのです。

本書がみなさんの今後の消費生活のお役にたてれば幸いです。

CONTEN

はじめに ——— 01

消費者教育について ——— 04

Ⅰ 安全

総論 ——— 05

1 食品の安全 ——— 06

2 製品の安全 ——— 07

3 施設の安全 ——— 08

4 事故が起きた時の対処方法 ——— 09

● おさらいクイズ ——— 10

Ⅱ 契約・取引

総論 ——— 11

1 契約の基本 ——— 12

2 契約者が未成年者の場合 ——— 13

3 典型的なトラブル事例 ——— 14

4 トラブル事例—連鎖販売取引 ——— 15

5 クーリング・オフの方法 ——— 16

6 契約が取消できる場合 ——— 17

7 クレジットカードの管理 ——— 18

8 多重債務に陥らないために ——— 19

● おさらいクイズ ——— 20

T S 目 次

Ⅲ 情報

総論 ―― 21

1 情報収集―メディアリテラシー ―― 22

2 情報発信―個人情報 ―― 23

3 ネットトラブル―ショッピング ―― 24

4 知的財産権 ―― 25

● おさらいクイズ ―― 26

Ⅳ 環境

総論 ―― 27

1 3R―リデュース、リユース、リサイクル ―― 28

2 環境への影響を少なくする取組み ―― 29

3 リサイクルマーク ―― 30

4 我が家の温暖化対策 ―― 31

● おさらいクイズ ―― 32

消費者ホットラインのご案内 ―― 33

おさらいクイズ答え ―― 33

消費者教育について

消費者教育を受けることは消費者の権利

1968年に成立した消費者保護基本法は、2004年に改正されて消費者基本法となりました。それまで「保護の対象」とされていた消費者が「権利の主体」となり、消費者に対し必要な情報及び「教育の機会が提供されること」は、消費者の権利であると明記されました（第2条）。また、国は、消費者の自立を支援するため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実しなければならない、ともされています（第17条）。

わたくしたちにとって消費者教育が大切なのはなぜか

消費者教育を受けることで、商品やサービスに関する知識を得たり、さらにその知識を生活に活かす工夫を身につけることができれば、自立した個人として合理的な判断ができるようになります。そうなれば、取引で騙されたり、あるいは危険な目にあったりせずに、安心で安全な生活を送れるようになるでしょう。さらに、他の人々の生活も、将来生まれてくる人々の生活もそれぞれ大切です。その意味で、社会における自らの役割を自覚して生活できるような消費者でありたいものです。消費者教育は、それを手助けします。国は、消費者の自立を支援するために、わたくしたちが消費者教育を受ける機会を保障しなければならないのです。

生涯続く消費者教育

教育というと学校を思い浮かべる人が多いと思いますが、教室の中だけが消費者教育の学びの場ではありません。わたくしたちは、生まれてから、高齢者となり、やがては亡くなるまで、ほとんどの場面では消費者として生活をし続けていくのですから、消費者教育を受ける機会も生涯にわたります。